

# こんな事故が起きています!

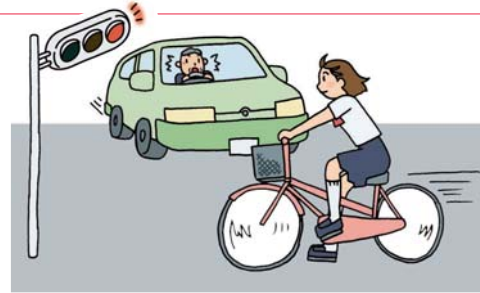
## 自転車事故の実態

各地で多発している自転車事故。いったいどのような事故が起きているのでしょうか?ここでは、自転車事故の原因となる違反や事故の発生状況を見ていきましょう。

## 自転車事故の原因となる違反と罰則

### × 信号無視

道路を通行する場合には、対面する信号機の表示する信号または警察官等の手信号に従わなくてはならない。



道路交通法第7条 罰則:3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

### × 一時停止をしない

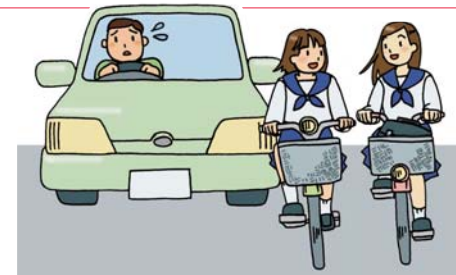
一時停止をして、左右の安全を確かめなければならない。そして、交差車両等の通行を妨げないようにしなければならない。



道路交通法第43条 罰則:3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

### × 並進走行運転

「並進可」の標識のある道路(2台まで並んで走ることができる。)以外は、ほかの自転車と並んで走ってはならない。\*静岡県には「並進可」の標識の設置なし。



道路交通法第19条 罰則:2万円以下の罰金など

### × 無灯火

夜間は、ライトをつけないで自転車に乗ったり尾灯、反射器のついていない自転車に乗ってはいけない。



道路交通法第52条第1項 道路交通法第63条の9第2項 静岡県道路交通法施行細則第6条 罰則:5万円以下の罰金

### × 右側通行

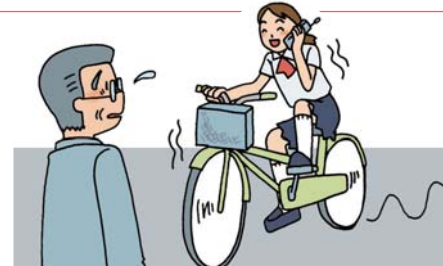
道路の左側に寄って通行しなければならない。



道路交通法第17条第4項 道路交通法第18条 罰則:3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

### × 携帯電話使用

携帯電話を手に持って通話したり、ボタン操作をしながら運転してはならない。携帯型ゲーム機などの画面を注視しながら運転してはならない。



道路交通法第71条第6号 静岡県道路交通法施行細則第9条第4号 罰則:5万円以下の罰金

### × 二人乗り

自転車には運転者以外の者は乗車できない。ただし、次の場合には運転者以外の者を乗せることができます。

- 16歳以上の人6歳未満の子1人を幼児用座席に乗せるとき。



道路交通法第57条第2項 静岡県道路交通法施行細則第7条第1号 罰則:2万円以下の罰金など

### × ブレーキ等不良車両の運転

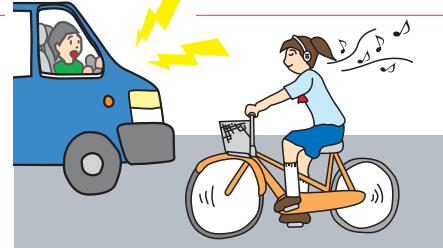
安全に停止できず、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはいけない。



道路交通法第63条の9第1項 罰則:5万円以下の罰金

### × 大音量で音楽等を聴きながら運転する行為

ヘッドホン等を使用して音楽等を聞くことなどにより周囲の音が聞こえないような状態で、自転車を運転してはならない。



道路交通法第71条第6号 静岡県道路交通法施行細則第9条第6号 罰則:5万円以下の罰金

### × 傘さし運転

道路で傘をさして自転車を運転してはならない。

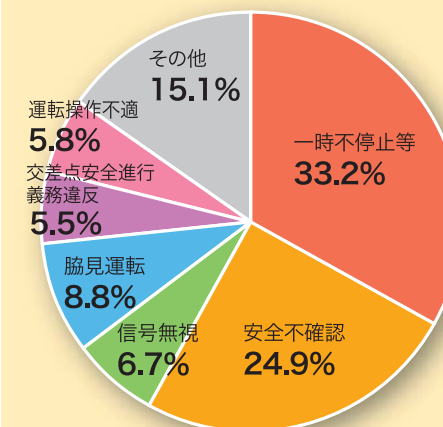


道路交通法第71条第6号 静岡県道路交通法施行細則第9条第3号 罰則:5万円以下の罰金

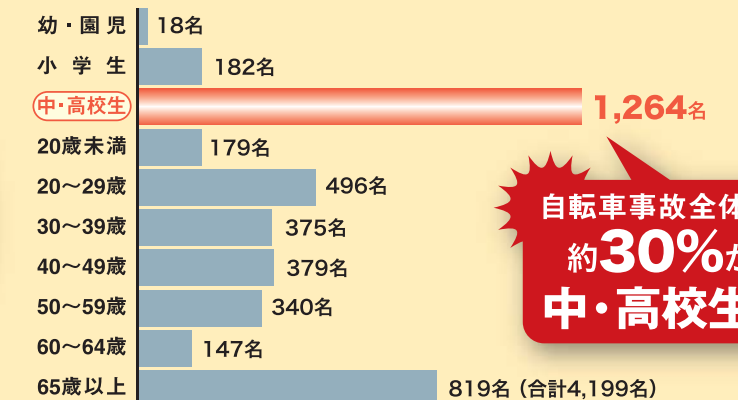
## 自転車事故の違反と割合

[平成29年中・県警調べ]

### ● 自転車事故の主な違反



### ● 負傷者に占める中学・高校生の割合



自転車事故全体の約**30%**が**中・高校生!**